

第 6 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 4 月 2 4 日

定 例 会

令和7年第6回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年4月24日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会4月24日 午後 3時00分
 閉会4月24日 午後 5時37分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職務代理者	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	上 原 美 子
欠席委員	足 立 夢 実		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小中一貫校 整 備 室 長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副 参 事 兼 生涯学習課長 スポーツ振興 課 長	川 澄 大 治 坂 卷 孝 二	学校教育部 副 参 事 兼 給 食 課 長	小 澤 正 和
図 書 館 長 生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	濱 田 尊 則 小 拔 麻衣子	学校管理課長	斉 藤 邦 貴
荻島公民館長	谷 口 健	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
		教育センター 所 長	田 嶋 栄 蔵
		学校管理課 調 整 幹	杉 田 直 也
		指導課調整幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
		教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長職務代理者専決及び教育長専決について	(秘密会)
	・野口富士男文庫運営委員会委員の委嘱について	
	議 案	
	・第20号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第21号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第23号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第24号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第25号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について	原案可決
	・第26号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第27号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について	原案可決
	協議事項	
	・第4期越谷市教育振興基本計画骨子(案)について	
	・越谷市立小中学校に関する工事請負契約の締結について	
	・「越谷市における水泳授業の在り方について(素案)」について	
	・越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結に関する議決事項の一部変更について	
	その他	
	・令和7年度学級編制(令和7年4月1日現在)について	
	・令和6年度児童生徒結核精密検査の実施状況について	

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより4月の定例教育委員会会議を開会いたします。

議事に入ります前に、私から一言ご挨拶を申し上げます。

去る令和7年3月定例市議会において、議会の同意をいただきまして、令和7年4月1日付で私が教育長に任命されました。これまで教育委員として、委員の皆様には大変お世話になりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

そして、同3月定例市議会において、上原委員が教育委員会委員としての任命について同意をいただき、4月1日付で就任されました。ここで上原委員より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

上原委員 埼玉県立大学の上原美子と申します。4月1日より教育委員を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

野口教育長 ありがとうございます。

上原委員におかれましては、本市教育行政の推進についてお力添えをいただきますようお願いいたします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うものとされております。この規定に基づきまして、教育長職務代理者として、私から令和7年4月1日付で渡辺委員を指名いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、渡辺委員より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

渡辺教育長職務代理者 令和7年4月1日付で教育長職務代理を拝命いたしました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

野口教育長 ありがとうございます。

なお、本日の会議にあたりまして、越谷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、足立委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、4月1日付で事務局の人事異動がございましたので、ここで改めて教育委員会会議に出席する職員を紹介いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、教育総務部の職員からご紹介をさせていただきます。

私は、教育総務部長の小泉隆行でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、會田修教育総務部副参事（兼）教育総務課長でございます。

川澄大治教育総務部副参事（兼）生涯学習課長でございます。

坂巻孝二スポーツ振興課長でございます。

濱田尊則図書館長でございます。

鈴木理香教育総務課調整幹でございます。

小拔麻衣子生涯学習課調整幹（兼）科学技術体験センター所長でございます。

谷口健荻島公民館長でございます。

なお、本日は出席しておりませんが、山納朋美越ヶ谷公民館長が今年度の教育委員会会議に出席をいたします。

教育総務部につきましては、以上でございます。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 続きまして、学校教育部の職員を紹介させていただきます。

私は、学校教育部長の磯山貴則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、菊池邦隆学校教育部副参事（兼）学務課長（兼）小中一貫校整備室長でございます。

小澤正和学校教育部副参事（兼）給食課長でございます。

斉藤邦貴学校管理課長でございます。

千嶋淳一指導課長でございます。

田嶋栄蔵教育センター所長でございます。

杉田直也学校管理課調整幹でございます。

二瓶剛指導課調整幹でございます。

砂原邦彦給食課調整幹（兼）第一学校給食センター所長でございます。

浜崎重靖教育センター調整幹でございます。

以上をもちまして紹介とさせていただきます。

野口教育長 本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、専決第10号及び第20号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

（午後 3時00分）

◎教育長報告 「教育長職務代理者及び教育長専決について」

野口教育長 それでは、教育長報告「専決第9号について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、専決第9号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、

ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

専決第9号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について。

地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、別紙のとおり専決処理する。

令和7年3月31日、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

恐れ入りますが、5ページをご覧ください。はじめに、地方自治法第180条の2の規定に基づく事務の補助執行の概要について、説明いたします。

地方自治法第180条の2において、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の委員会と協議して、委員会の職員等に補助執行させることができると規定されております。

本市においては、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定により、中段の表のとおり、市長が各委員会の職員に補助執行させる事務及びそれぞれの職において専決することができる事務の範囲について定められております。

続きまして、今回の協議の概要でございますが、令和7年4月1日に地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、随意契約の事務取扱に係る市の規則について所要の改正が必要となったことから、先ほどの表の一部について、要項下段のとおり改正するにあたり、補助執行させる事務の範囲に変更が生じるため、教育委員会に対して協議が行われたものでございます。

具体的には、工事検査に係る事務について、部長が専決処理することができる事務の範囲が、これまで130万円以下であったものにつきまして、200万円以下に改正されたものでございます。

なお、本件については、令和7年3月31日付で異議がない旨、要項6ページのとおり回答しております。

専決第9号についてのご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「野口富士男文庫運営委員会委員の委嘱について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「野口富士男文庫運営委員会委員の委嘱について」、図書館長から説明いたします。

図書館長。

濱田図書館長 それでは、野口富士男文庫運営委員会委員の委嘱について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

野口富士男文庫運営委員会は、平成9年6月27日教育長決裁の野口富士男文庫運営委員会設置及び運営要領に基づくものでございます。

この野口富士男文庫は、平成6年10月26日に、約3万点の図書や雑誌、原稿・草稿、書簡などを所蔵して市立図書館に開設いたしました。その後、平成9年3月に目録を刊行し、これに伴い図書・雑誌を公開し、平成9年6月には野口富士男文庫の適正な運営を図るため、運営委員会を設置いたしました。

委員の委嘱期間は2年間で、今回の任期は令和7年5月1日から令和9年4月30日まででございます。なお、改選されます6名のうち、5名は再任、1名は新任でございます。

それでは、名簿について、各委員の氏名、備考について読み上げますが、敬称は省略させていただきます。

乾英治郎、文教大学教授。

栗原敦、実践女子大学名誉教授。

鈴木健司、文教大学名誉教授。

細井秀雄、雑文家、元「文学界」編集長、通称平山周吉。

堀江敏幸、作家、早稲田大学文学学術院教授。

最後に、武藤康史、評論家、武蔵野音楽大学教授。

野口富士男文庫運営委員会委員の委嘱についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 乾教授の経歴など、どういう関わりで野口富士男文庫運営委員会委員になられたのか、教えてください。

野口教育長 図書館長。

濱田図書館長 今回の改選にあたりまして、1名、新たに乾英治郎氏が委員となりました。関わりにつきましては、委員の方からご意見をいただき、ご推薦をいただいたという経緯でございます。

野口教育長 他にいかがですか。

山口委員。

山口委員 乾委員は文学に関わる仕事をされている方ですか。

野口教育長 図書館長。

濱田図書館長 文教大学の教授であり、文学の分野にたけた方ということで推薦をいただいておりますので、文学に精通している方と認識しております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 運営委員の方からご推薦をいただいたということで、まず問題はないというのは分かるのですが、例えばどんなことを研究なさっている方であるかとか、文学でも、

日本文学、英文学などのご紹介をいただけますか。

野口教育長 図書館長。

濱田図書館長 申し訳ございません、今回資料の持ち合わせがございませんので、改めてご報告させていただくことで対応させていただきたいと思います。

野口教育長 上原委員。

上原委員 野口富士男文庫運営委員会ですけれども、開催状況とどんな取組をされているのか、伺いできればと思います。

野口教育長 図書館長。

濱田図書館長 野口富士男文庫運営委員会は、野口富士男氏が残した文書とか草稿とか写真などを広く、将来にわたって伝えていくということを目的に、年2回、委員会で運営について議論させていただくとともに、年1回、講演会等を開催しております。昨年度につきましては、開設30周年を記念いたしまして「野口富士男戦前日記」を刊行しております。また、「野口富士男戦前日記」に関連した講演会を開催、約100名の参加者でございました。

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めていただきたいと思います。

◎第21号議案 「越谷市学校運営協議会委員の任命について」

第22号議案 「越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について」

第23号議案 「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」

第24号議案 「越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について」

第25号議案 「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について」

第26号議案 「越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について」

第27号議案 「越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について」

野口教育長 続きまして、第21号議案から第27号議案につきましては、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴う附属機関の委員の委嘱または任命に係る案件でございますので、一括して所管課所長から説明後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

それでは、まず第21号議案について、指導課長から説明をお願いします。

指導課長。

千嶋指導課長 それでは、第21号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをご覧ください。

第21号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和7年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立新方小学校ほか8校の令和7年度学校運営協議会委員について、選出母体における令和7年度の役職改選並びに委員の欠員に伴う新たな委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の19ページ及び20ページをご覧ください。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について申し上げます。また、任期は前任者の残任期間となり、令和8年3月31日まででございます。なお、敬称については省略させていただきます。

令和7年度新方小学校学校運営協議会委員。

3号委員、市川今日子、新方地区センター所長、新任。

令和7年度南越谷小学校学校運営協議会委員。

3号委員、鈴木洋介、南越谷地区センター所長・学校応援コーディネーター、新任。

令和7年度北越谷小学校学校運営協議会委員。

3号委員、土屋克、北越谷地区センター所長、新任。

令和7年度大袋東小学校学校運営協議会委員。

1号委員、遠藤正司、自治会長・学校応援団、新任。

令和7年度鷺後小学校学校運営協議会委員。

3号委員、中山和子、民生委員・児童委員、新任。

令和7年度中央中学校学校運営協議会委員。

3号委員、小池真也、県立越ヶ谷高等学校長、新任。

令和7年度東中学校学校運営協議会委員。

3号委員、北澤広志、増林地区センター所長、新任。

令和7年度富士中学校学校運営協議会委員。

3号委員、鈴木洋介、南越谷地区センター所長、新任。

令和7年度大袋中学校学校運営協議会委員。

3号委員、荒川賢、大袋地区センター所長、新任。

続きまして、会議要項の21ページから25ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた9名を加えた令和7年4月24日現在の9校の令和7年度学校運営協議会委員名簿(案)を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

第21号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第22号議案につきまして、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きください。

第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校学区審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について、順次ご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和8年8月7日まででございます。

越谷市立小中学校学区審議会委員。

2号委員、杉本隆昭、越谷市小学校長会・大袋北小学校長、新任。

2号委員、萩原弘之、越谷市中学校長会・北中学校長、新任。

4号委員、阿達富美子、荻島地区コミュニティ推進協議会、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選に伴う岡本順氏及び原田肇子氏の後任委員の委嘱並びに審議会委員の欠員に伴う新たな委員の委嘱をする必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、要項の28ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた3名を加えた、令和7年4月24日現在の越谷市立小中学校学区審議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

第22号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第23号議案につきまして、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

田嶋教育センター所長 それでは、第23号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。

第23号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について、ご説明させていただきます。その際、敬称については省略をさせていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和9年3月31日まででございます。

越谷市障害児就学支援委員会委員。

5号委員、川上久乃、越谷市役所保健医療部健康づくり推進課・主幹、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、柏木友子氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の30ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた令和7年4月24日現在の越谷市障害児就学支援委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。なお、5号委員につきましては、関係行政機関の職員となっております。

第23号議案についてのご説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第24号議案につきまして、給食課長から説明いたします。

給食課長。

小澤給食課長 それでは、第24号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをお開きください。

第24号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。

越谷市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って、選出区分、氏名、備考について、順次ご説明をさせていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和7年6月30日まででございます。

越谷市学校給食運営委員会委員。

1号委員、岩本崇、越谷市小学校長会・出羽小学校長、新任。

1号委員、三村綾子、越谷市小学校長会・増林小学校長、新任。

1号委員、須賀達也、越谷市小学校長会・東越谷小学校長、新任。

1号委員、藤井裕、越谷市小学校長会・花田小学校長、新任。

1号委員、須永清司、越谷市小学校長会・蒲生小学校長、新任。

1号委員、中根稜、越谷市中学校長会・武蔵野中学校長、新任。

6号委員、青木龍哉、越谷市保健所・所長、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、菅野敦子氏、重岡勝之氏、秋元伸也氏、岡村勝成氏、小峰俊章氏、渡辺真由美氏、原繁氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の32ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた7名を加えた、令和7年4月24日現在の越谷市学校給食運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

第24号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 続きまして、第25号議案につきまして、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第25号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをお開きください。

第25号議案 越谷市立結核対策検討委員会委員の任命について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり任命するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について順次ご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和9年3月31日まででございます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

3号委員、青木龍哉、越谷市保健所・所長、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、原繁氏の後任委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の34ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた、令和7年4月24日現在の越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

なお、3号委員につきましては保健所長となっております。

第25号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第26号議案につきまして、科学技術体験センター所長から説明いたします。

科学技術体験センター所長。

小抜科学技術体験センター所長 それでは、第26号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。

第26号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に従って選出区分、氏名、備考についてご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和7年11月7日まででございます。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員。

1号委員、高橋美枝、学識経験者、新任。

2号委員、渡部里恵、越谷市小学校校長会・大間野小学校長、新任。

2号委員、中根稜、越谷市中学校校長会・武蔵野中学校長、新任。

2号委員、白井里佳子、埼玉県高等学校長協会・越谷ブロック、越谷総合技術高等学校長、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、金子亜弥氏、小崎賢司氏、木野内英雄氏、野口剛志氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の36ページをご覧ください。ご参考までに今回ご提案させていただいた4名を加えた、令和7年4月24日現在の越谷市科学技術体験センター運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第26号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第27号議案につきまして、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、第27号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをご覧ください。

第27号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について。

越谷市スポーツ推進審議会委員を次のとおり任命するものとする。

それでは、表に沿って、選出区分、氏名、備考の順にご説明させていただきます。なお、敬称については省略をさせていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和8年7月31日まででございます。

2号委員、小笠原圭一、越谷市小学校長会・西方小学校長、新任。

2号委員、阿部伸也、越谷市役所・都市整備部長、新任。

令和7年4月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、関口利夫氏、林実氏の後任委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の38ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただきました2名を加えた、令和7年4月24日現在の越谷市スポーツ推進審議会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、名簿の9番の備考欄につきまして、令和7年4月1日より、「越谷市体育協会」が「越谷市スポーツ協会」へ名称変更したことに伴い、名簿の名称についてスポーツ協会に変更しております。

第27号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより各案に対し、質疑、討論を行います。

はじめに、第21号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第22号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第22号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第23号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等がございますか。

山口委員。

山口委員 新たに任命される方が市役所健康づくり推進課の主幹の方なのですけれども、健康づくり推進課というと、どうしてもワクチン接種やがん検診を実施しているというイメージがあるのですけれども、こういった就学支援等も所管する課なののでしょうか。健康づくり推進課から推薦されるという意味合いを教えていただければと思うのですけれども。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 5号委員ですけれども、関係行政機関の職員ということで委嘱を進めております。前任の方につきましても、同じく保健医療部健康づくり推進課から柏木氏が委嘱ということで進めておりました。

行政機関からの関係課というところで、委員ご指摘の取組を進めている課でございますけれども、就学支援委員会といたしましては、他の学識経験者、医師、教育職員、児童福祉施設の職員、併せて行政機関から、広く障がいのある子どもたちの取組というところで、それぞれの方々の見識、経験を踏まえてご意見をいただいているところでございます。そういった状況を鑑み、健康づくり推進課の中から委嘱をさせていただいているところでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 成人の医療ばかり関わっているので、健康づくりというと、成人の場合の検診や病気に

ならないようにする仕組みなどを所管する課という認識だったのですけれども、例えば子どもから、成長期、若い世代、そういった方の健康とか障がいだとかも一括していろいろ関わっている課と考えてよろしいのでしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 発達や肢体等々の障がいのある児童生徒の就学の支援につきまして取り組んでいただく中で、健康づくり推進課の取組、その経験を踏まえてご審議いただいているところでございます。

野口教育長 4号委員の子ども福祉課児童発達支援センターの職員と併せて、5号委員で健康づくり推進課の職員ということで、バランスを取りながらやっただいただいているのかと思うのですけれども、その辺りはどうなのですか。

田嶋教育センター所長 そのとおり幅広く委員を委嘱しているものでございます。

野口教育長 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第23号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第24号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第24号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第25号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第25号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第26号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等がございますか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理人 1号委員の高橋美枝氏に関して、経歴等を教えていただきたいのですけれども。

野口教育長 科学技術体験センター所長。

小抜科学技術体験センター所長 1号委員の高橋委員につきましては、埼玉東萌短期大学の学長で、科学技術体験センターの近くに短期大学がございます。短期大学の学生さんが科学技術体験センターの講座、子どものためのサイエンスショーなどを毎年実施していただいている関係がございます。子どもの教育に関連しておりまして、学生さんにとってもそういった機会を使つての勉強なるということで、連携させていただいております。

高橋委員の経歴等につきましては以上でございます。

野口教育長 よろしいですか。

渡辺教育長職務代理人 分かりました。

野口教育長 他にございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第26号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第27号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第27号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「第4期越谷市教育振興基本計画骨子（案）について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

第4期越谷市教育振興基本計画骨子（案）について、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第4期越谷市教育振興基本計画骨子（案）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊1「第4期越谷市教育振興基本計画骨子（案）」をご覧ください。

ご案内のとおり、「第3期越谷市教育振興基本計画」の計画期間につきましては、令和7年度をもって終了することに伴いまして、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第4期越谷市教育振興基本計画」の策定を進めております。

計画の策定にあたりましては、令和6年度につきましては、「小中学生アンケート」等を通した子どもの意見集約のほか、国や県の計画を参酌しながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析といった基礎調査を行ってまいりました。また、「計画策定基本方針」に基づき、関係部長を構成員とする「計画策定委員会」及び関係課所長を構成員とする「計画策定検討部会」を組織し、協議の上、本日ご協議いただく「計画骨子（案）」を作成しております。

「計画骨子（案）」は、第4期計画の骨格をなす主要な項目や、その項目に記述する内容の趣旨及び基本的な考え方をまとめたものでございます。本日は、計画の全体的な構成や考慮すべき社会潮流、第3期計画の成果と課題を踏まえた次期計画期間中に実施すべき施策等について、重点的にご協議いただければと存じます。

なお、今後、計画策定を進めていく過程で、具体的な文言等につきましては、各担当課所とも協議を重ね、整理・変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、2ページをご覧ください。「第1編 総論」、「第1章 はじめに」の「1. 計画策定の趣旨」から5ページの「3. 計画期間」までにつきましては、「策定基本方針」でご協議いただいた内容でございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。「第2章 基本理念・基本目標」の「1. 基本理念」でございますが、現計画である第3期計画は、今後の10年間を見据えた上で、その前期5年間に取り組む施策について体系化したものであり、その後期にあたる第4期計画におきましても、「生涯学習社会の実現をめざして～いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育～」という基本理念は引き続き重要であり、変わらないものとします。また、国の「教育振興基本計画」では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトの一つとされていますが、「だれもが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとする」という考え方は、本市教育委員会が目指す「循環型生涯学習社会」が内包するものと捉え、教育を通じたウェルビーイングの向上についても記述を加えております。

次に、7ページの「2. 3つの視点」でございますが、基本理念につながる考え方であるため、こちらも第3期計画を継承し、「夢に向かって粘り強く学ぶ子どもの育成」、「地域で支え合い一人ひとりの夢を応援」、「健やかで心豊かに夢を追い続ける環境づくり」の視点が確立した社会を、基本理念に掲げる「生涯学習社会」と捉えております。

恐れ入りますが、8ページをご覧ください。「3. 3つの基本目標」でございますが、基本理念を踏まえ、3つの視点を確立させるために、基本目標1として「生きる力を育む学校教育を推進する」、基本目標2として「生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する」、基本目標3とし

て「生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる」を掲げます。こちらの3つの基本目標につきましても、教育の継続性の観点等から第3期計画を継承していきたいと考えております。

続きまして、9ページをご覧ください。「第3章 今日の教育を取り巻く社会の動向」では、近年の社会潮流や各種統計データ等を掲載します。

第4期計画において新たに記述する主な内容を中心に説明をさせていただきます。

「(1) 少子高齢化・人口減少の進展」では、現在策定が進められている本市の最上位計画である第5次越谷市総合振興計画後期基本計画との整合を図りながら、本市の将来人口推計やその分析についても今後掲載してまいります。

恐れ入りますが、11ページをご覧ください。「(2) 急速なグローバル化の進展とICTの普及」の中段になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大対策を契機として進展した、遠隔・オンライン教育に関する記述をしております。また、対面コミュニケーション能力の低下やネットトラブル・ネットいじめ、情報セキュリティ対策といった課題についても掲載しております。

恐れ入りますが、13ページをご覧ください。「(4) 地球規模での環境問題や国際情勢の不安定化等」の下段になりますが、近年の猛暑日の増加により、学校施設等への空調設備の設置が必要不可欠となっていることや、暑さ指数が高い場合には学校教育活動を中止とするといった対応について記述しております。

続いて、15ページから17ページをご覧ください。「(7) 子どもをめぐる状況の変化」につきましては、15ページ下段から16ページ上段に、特別な支援を必要とする児童生徒の増加と多様な学びの場の充実が求められていること、16ページ下段には不登校発生率の増加とその対応の必要性について、また17ページ上段から中段には、ヤングケアラーやLGBTQ、日本語を母語としない児童生徒への支援といった多様なニーズに応じた教育支援について記述をしております。

次に、「(8) 教員をめぐる状況の変化」につきましては、19ページ上段になりますが、学校の役割が拡大し、教職員の負担増加といった状況がある中、学校における働き方改革のさらなる推進や部活動の地域移行・地域連携などの取り組みを通じて、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い教育環境を整備していくことの重要性について記述しております。

恐れ入りますが、20ページをご覧ください。「(10) 老朽化した公共施設の維持管理」につきましては、本市の公共施設の約7割が築30年を経過していることを踏まえ、教育委員会でも多くの施設を管理していることから、将来の児童生徒数の推移や施設の老朽化の状況等を分析しながら対応していく必要がある旨記述しております。

続いて、21ページから24ページをご覧ください。「第4章 取り組みにおける成果と課題～第3期計画の検証～」でございます。ここでは、教育を取り巻く社会動向を踏まえるとともに、第3期計画における取り組みの成果や課題などを整理した上で、今後5年間にどのような問題意識を

持って教育行政に取り組んでいくかの考え方を示します。

骨子（案）では、具体的に整理していく内容の概要について記述しておりますが、今後、第3期計画の最終年である今年度の成果と課題、さらには昨年度実施した「小中学生アンケート」の結果をはじめとする基礎資料のほか、教育委員会が所管する各種審議会等への意見聴取やパブリックコメントなどを踏まえながら、具体的な記述内容を検討・精査してまいります。

恐れ入りますが、26ページをご覧ください。「第2編 各論」の「第1章 施策の体系」でございますが、現計画と同様、「基本目標」、「施策の方向」、「施策」、「主な取り組み」の4階層といたします。

このうち、「基本目標」、「施策の方向」、「施策」の3階層につきましては、本市の最上位計画である第5次越谷市総合振興計画の大綱6の施策体系と統一いたします。また、部門別計画の本計画では、どのような施策に取り組んでいくのかを具体的に示す独自の第4階層として「主な取り組み」を記述してまいります。

「主な取り組み」の項目につきましては、本計画期間中に取り組むべき内容や、小中学生アンケートの結果等を踏まえ、施策体系や文言を整理しており、現計画から変更した内容を中心に説明させていただきます。

「基本目標1」、「施策の方向1 9年間を見通した越谷教育を推進する」、施策「特色ある教育課程の推進」の「学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育の推進」では、令和8年度からの「第3期小中一貫教育」に基づき、小中一貫教育のさらなる推進を図るため、文言を修正しております。なお、小中学生アンケートで意見が多かった「交流」や「体験」活動、「自分が興味を持ったことを進んで学べるようにする」といった探究的な学びについても、小中一貫教育を通じて推進してまいります。

施策「小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討」の「将来を見据えた学校施設の検討」では、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化等を踏まえ、今後の小中学校の規模、配置等の把握・分析を進めていくことから、文言を整理しております。

「施策の方向3 豊かな心を育む」、施策「豊かな心を育む教育の推進と生徒指導の充実」の「体験・交流の機会の充実」では、小中学生アンケート等において意見が多かった「体験」・「交流」活動を推進していくため、文言を整理しております。

27ページをご覧ください。「施策の方向4 健やかな体を育む」、施策「学校給食施設の整備・充実」の「学校給食施設整備の推進」につきましては、学校給食センターの老朽化に伴い、新たな学校給食施設整備に向けた取り組みを進めていくため、新設した項目でございます。

「施策の方向6 質の高い教育環境を整備する」、施策「学校の組織運営の改善」の「地域と連携・協働した教育の推進」では、学校応援団の運営、学習支援体制の整備に係る取り組みのほか、部活動の地域移行・地域連携を一層推進していくため、文言を整理しております。

恐れ入りますが、29ページをご覧ください。「基本目標3」、「施策の方向1 健康ライフスタイルづくりを支援する」、施策「活動機会の充実」の「市民の健康・体力づくりへの支援」では、スポーツ講座の開催など、市民のライフステージに応じた健康・体力づくりを支援する取り組みとして、また、次の「スポーツ・レクリエーション活動への参加機会・交流づくりの推進」では、各種大会の開催など、スポーツ・レクリエーションに参加するきっかけや交流づくりに関する取り組みとして、施策体系や予算費目等を踏まえ、体系と文言を整理しております。

恐れ入りますが、30ページから33ページをご覧ください。「第2章 施策の展開」でございますが、ここでは今後5年間に取り組んでいく具体的な施策の方向性や、主な取り組みの内容について示してまいります。

骨子（案）では、3つの「基本目標」及びそこに位置づけられる10の「施策の方向」ごとに、今後取り組む内容の概要について記述しております。

最終的な計画では、「主な取り組み」全てに具体的な取り組み内容を記述していくことから、こちらにつきましても、現計画の最終年である令和7年度の成果や課題、小中学生アンケート結果や審議会等への意見聴取などの市民意見を踏まえ、今後、具体的な内容について検討・精査してまいります。

恐れ入りますが、34ページをご覧ください。「第3章 市民団体等との連携による教育に関する取り組み」でございますが、教育基本法第13条において努力義務として規定されている「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」に関する取り組みを掲載することとしております。

35ページをご覧ください。第4期計画の特徴ともいうべき部分となりますが、「第4章 こども・若者の意見反映に関する取り組み」として、こども基本法第3条の趣旨に基づき実施いたしました「こども・若者への意見聴取」の取り組みである「小中学生アンケート」等の結果や計画への反映について掲載することを考えております。

恐れ入りますが、37ページをご覧ください。「第3編 まとめ」の「第1章 計画の推進」のうち「1. 計画の進行管理、点検・評価」でございますが、第3期計画に引き続き、PDCAマネジメントサイクルの下、進行管理、点検・評価を実施してまいります。

続いて、38ページをご覧ください。「2. 指標一覧」でございますが、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の主な事業に掲げる指標を掲載してまいります。本計画の最終年度となる令和12年度の目標値を掲げて、毎年度進捗状況を確認し、施策の成果を検証いたします。

39ページをご覧ください。「第2章 策定体制等」でございますが、イメージ図は計画策定の体制を表したものでございます。第4期計画では、市民意見の聴取について、パブリックコメントと各審議会等に加え、子どもの意見を明示しております。

最後に、40ページ以降につきましては、計画策定委員会及び計画策定検討部会の設置要綱を掲載しております。

なお、今後につきましては、本日ご協議いただいた内容を骨子に反映の上、教育委員会の各審議会等に意見聴取してまいります。その後、教育委員会会議や総合教育会議等において計画素案、さらには計画最終案をご協議いただき、令和8年3月の策定を目指してまいります。

第4期越谷市教育振興基本計画骨子（案）についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理人 第3期越谷市教育振興基本計画骨子（案）と第4期において、大きく変わった点としては「第4章 こども・若者の意見反映に関する取り組み」が入ったところと、ただいまご説明いただいたところは分かったのですが、他に、例えば全体的な構成で変わったところというのはあるのでしょうか。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 構成につきましては、ただいま渡辺職務代理人からお話があったとおり、「第4章 こども・若者の意見反映に関する取り組み」につきまして、アンケート等も行っておりますので、この内容について特に意見のあったことについて、施策にどのように反映されているのか、子どもの意見がどういうことで、どういう施策に影響を及ぼしたかというような形の記述をしたいと考えておまして、ここが特に変わった点です。それ以外につきましては、施策の進行状況、社会状況の動向によって変わった内容を説明のとおり変えている形です。特にそれ以外については、基本的には第3期計画、第4期計画で、前期、後期というような位置づけとして策定をしている関係上、大きな変更はしておりません。

渡辺教育長職務代理人 ありがとうございました。

野口教育長 他にありますか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理人 6ページでは、先ほどのご説明で、日本社会に根差したウェルビーイングの考え方というご説明があったと思うのですが、これは第3期計画も入っていた言葉でしょうか。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 第3期計画の5ページのところに相当しますが、ウェルビーイングという言葉自体は入れてはおりません。国でも、第3期計画策定の2年後ぐらいにウェルビーイングという言葉ができていることになっていますので、入っておりません。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理人 ウェルビーイングというのは、国がいろいろなところで言っているので、

ずっと頭に入ってくる方もいると思うのですけれども、英語なものですから、国もどうやって日本語訳をしていいかわからないからウェルビーイングという言葉そのまま使っているという話もあります。下段に意味を書いていただく、これがもっともなことなのではと思うのですが、先ほどご説明のように、日本社会に根差したと言われてしまうと、少し違和感を持つといいますか、そうかなと思われる市民の方もまだまだたくさんいらっしゃると思うので、少し気をつけて提示をした方がいいかなと思いました。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 教育長職務代理者のおっしゃるとおり、文章で表現としてはそこまでは書いてはいないのですが、その辺につきましては注意して、分かりやすい形で文言については説明等を加えていきたいと思います。

野口教育長 上原委員。

上原委員 今回、子どもの意見、アンケートをとって聴くというご説明に対しては、大変ありがたいなと思っておりまして、子どもを真ん中に据えてつくられていこうとすることが見えてまいります。

意見なのではと思うのですが、やはり子どもの義務教育時代というのはとても大事だと考えておりまして、必ずしも高校へ進学することばかりではございませんので、その中で、ヤングケアラーやLGBTQのことも書かれているのですけれども、そのようなことについても義務教育で必ず取り上げていただきたいと考えておりますので、ぜひこのまま文言についても入れていただければありがたいなと思っております。

教員をめぐる状況の変化というところでございますが、実は私のところに昨年度まで大学院生がおりまして、その方は小学校教員の働き方ということを研究されておりまして、越谷市の小学校においては調査協力をいただいているところでございました。そのような中で、教員の働き方に関しては、もちろん時間というところは大きな問題ではあるのですが、その調査結果から見てきたことというのは、教員のやりがいというところも見えてまいりました。ぜひそういうところの視点についても加えていただけるとありがたいなと思っております。

また、働き方改革という一方、今、社会では休み方というところも出ておりますので、教員のいかに休む時間、勤務時間外のことも含めてなのではと思うのですが、休み方というような視点についてもお考えいただければありがたく存じます。

野口教育長 働き方と併せて、どのようにして全体として心の健康を保つために休んでいくかということですかね。

上原委員 はい。

野口教育長 分かりました。そういったことも視点の中に組み入れていただければということでした。

私からなのですけれども、コロナが原因かははっきり分からないのですけれども、15ページの子どもの体力につきましては、どこまで向上するのか、次の年の様子も見ていただいて、計画に反映させなくてはいけないのかなと思っております。体力が落ちてきている子どもたちが多いということを懸念しておりますので、ぜひこれからも見ていただければと思います。これは、指導課などから情報提供をしていただき、体力について考えていく必要があるだろうと思います。

一方で、子どものアンケートにつきましては、体験活動をやってみたいという子どもたちの願いも現れていたように思います。計画骨子でも触れておりますけれども、子どもたちの願いと、それから我々大人が心配することを反映させていかななくてはいけないと思っています。特に、子どもの体力については心配しているところですので、ぜひ計画策定をする中でも見ていただければと思っています。

他にいかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 13ページの一番下の段落で、猛暑日の増加に関する記載があります。地球がどんどん温暖化して暑熱化しているような状況があると思うのですけれども、そういった中で、いかに安全に学校生活を送るかということの重要度はますます増していると思います。この後の協議事項でも、小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約で話がこれから出ると思うのですけれども、こういったものをきちんと整備するとともに、暑さ指数等で、どういうときに教育活動を一旦中止とすべきか、というところも大事になってきますので、そこら辺を大事に考えながら計画をつくっていただきたいと思います。

野口教育長 ご意見ということでよろしくお願いします。

暑さ指数については、水泳の基準など見直したところはあるのですよね。

指導課長。

千嶋指導課長 国の熱中症の暑さ指数のことが、昨日示されております。一定数の高い値の場合は活動を中止するといったことを昨年度からやっておりますので、また今年度もその取り組みをやっていくことになっております。

暑さ指数の見直した点といたしましては、水泳授業において、今までの水泳授業は水温が33度以上のものは原則中止といった形だったのですけれども、実際、スポーツ振興センターからは、31度以上が原則中止という形だったのです。水温が33度であれば、陸上で運動するよりも、水中で運動しても、やはり体温が下がりにくいという心配があるのですが、水温31度ではなくて33度で、学校では基準を上げたという点があります。学校によっては水温が33度になってしまうと、ずっとそれが続いてしまうことがありますので、なかなか学校でプール授業ができないといった懸念がございましたので、今年度、水温を少し上げるということでございます。ただ、上げることによって、やはり熱中症の心配はございますので、活動を短縮したり運動強度の軽減を学校に

示したりして取り組んでおります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 いろいろと基準が変わったということで、次々と変わっていくことに対して、分かりやすく周知することが大事だと思います。指導課などから、きちんとそういったものを分かりやすく現場に伝えられるような形を考えていただきたいとともに、計画の中でもそういうものをきちんと分かりやすく説明するということを明記していただければと思います。

野口教育長 他にいかがでしょうか。

おおむね計画骨子としては、これで大丈夫ではないかなというご意見だと思います。細かいところで幾つかご意見が出たので、それも踏まえた上で今後進めていただければと思います。

◎協議事項 「越谷市立小中学校に関する工事請負契約の締結について」

野口教育長 続きまして、越谷市立小中学校に関する工事請負契約の締結について、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、越谷市立小中学校に関する工事請負契約の締結について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の39ページをご覧ください。今回、市内小中学校の校舎等の工事实施に伴い、その予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額である1億5,000万円以上となることから、令和7年6月定例市議会に契約締結に係る議案を上程する予定となっております。本日は、その内容につきましてご協議いただきたいと存じます。

はじめに、工事請負契約の内容・実施の目的についてでございますが、1点目の小中学校校舎外壁改修工事請負契約につきまして、現在市内小中学校の校舎外壁に剥落があり、児童生徒への事故を防ぐ必要があることから、改修工事を実施するものです。

工事実施校につきましては、小学校は平方小学校、千間台小学校の2校、中学校は平方中学校の1校となり、3議案を上程する予定となっております。予定価格につきましては、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、本工事につきましては、令和7年度から令和8年度の2か年で債務負担行為を設定する予定でございます。

続きまして、2点目の小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約につきましては、学校教育活動及び災害時に避難所となった際の暑熱対策のため、市内小中学校の屋内運動場及び柔剣道場に空調設備、非常用コンセント、非常用照明を設置するものです。

工事実施校につきましては、小学校は越ヶ谷小学校をはじめ計10校、中学校は南中学校をはじ

め計7校となり、議案としては8議案を上程する予定となっております。なお、こちらの予定価格につきましても、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

最後に、今後の予定につきましては、本教育委員会会議においてご協議いただきました内容を踏まえ、令和7年4月30日に一般競争入札を実施し、その後、令和7年5月定例教育委員会会議において、令和7年6月定例市議会へ提出する議案の原案についてご報告させていただき、その後、令和7年6月定例市議会に議案として提出いたします。

越谷市立小中学校に関する工事請負契約の締結についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等ございますか。

山口委員。

山口委員 空調設備のことですけれども、令和6年度の工事を行ったと思うのですけれども、令和6年、7年、8年の3か年で市内の小中学校の空調設備を終わらせるという計画と考えてよろしいでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 今年度で屋内運動場及び柔剣道場空調設備につきましては設置が完了する予定でございます。

野口教育長 今年度で全部整備が終わるということですね。

斉藤学校管理課長 はい。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 念のためなのですが、暑熱対策のためとあるのですが、この空調というのは冷暖房でよろしいですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 おっしゃるとおりです。

野口教育長 暖房は上に行ってしまうから、冷房が利きやすいですか。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 その件についての情報は集められてはいないのですが、暖気が上に固まってしまいますので、その傾向はもしかしたらあるとは思いますが。

野口教育長 光熱費との関係はどうかと思うところはあるのですけれども。

山口委員。

山口委員 卒業式などに参加すると、エアコンではなくて、暖かい風が出てくる機器がありますが、どちらの方が電気代はかからないのか、そういった試算は多分あると思うのですけれども、その運用指針みたいなもの、ある程度は所管課でどのように使ったらいいか、そのようなものも示し

た方がいいのかと思いますので、ご検討ください。

野口教育長 これまで、何で使わせないのだというご意見もあって、光熱費の関係のためと言っていたのですけれども、議会市長答弁では使用して大丈夫ということでしたので、暖房については使用してもいいことになっています。

渡辺教育長職務代理者 確かに本年度は卒業式に行って、とても暖かった。エアコンを使っていたと思います。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 屋内運動場等の空調設備につきましては、委員さんおっしゃるとおり、夏場に非常に有効であるということで、学校もそれは十分承知しています。冬場の体育館については、今まで使っていたジェットヒーターというものの併用も当然行っております。エアコンですと暖気が上に固まってしまうので使いづらいという点については、学校も捉えているその課題を解決するため、併用を考えているところでございます。卒業式、学校行事は、子どもたちが寒くなく、暑くなくという形と同時に、避難所を開設したときにきちんと避難されてきた方には対応できるという視点を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。よろしくお願いします。

◎協議事項 「「越谷市における水泳授業の在り方について（素案）」について」

野口教育長 続きまして、「越谷市における水泳授業の在り方について（素案）」について、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、「越谷市における水泳授業の在り方について（素案）」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊2の1ページをご覧ください。はじめに、作成の経緯についてでございますが、学校のプール施設の老朽化や水泳授業実施における様々な課題などにより、全国的に水泳授業の在り方を見直す自治体が増加しております。本市におきましても課題が顕在化してきており、その在り方について検討が必要となっております。そこで、令和6年度に大袋小学校において、民間プールを活用した水泳授業のモデル事業を実施し、その内容と成果を検証しました。

今回策定を進めていく水泳授業の在り方につきましては、本市における水泳授業の在り方を検討し、今後の方向性を示すものとなっております。このたび、その素案がまとまりましたので、ご協議いただくものでございます。なお、資料につきましては、別冊2が素案の概要版、別冊3が素案全体の資料となっております。本日は別冊2の概要版を中心に説明させていただきます。

はじめに、資料の構成についてでございますが、大きく5つの章で構成されております。「第1章 水泳授業・プール施設等の現状と課題」では、プール授業の現状と課題を分析しており、「第

2章 様々な取組事例」では、他自治体の取組事例について、「第3章 モデル事業の実施と検証結果」では、大袋小学校におけるモデル事業の実施と検証について、「第4章 今後の取組に向けての検討」では、今後の水泳授業を検討するにあたっての各取組におけるコストやメリット・デメリットの検討、「第5章 本市の水泳授業の在り方について」では、第1章から第4章までの内容を踏まえた本市の水泳授業の在り方の方向性について、示しております。

次に、本素案の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、3ページか5ページをご覧ください。令和6年8月定例教育委員会会議にて報告させていただきましたが、今後の本市における水泳授業の在り方の検討を進めるにあたり、現状と課題を分析するため、市内小中学校の児童生徒及びその保護者、学校教職員、学校運営協議会委員を対象に実施したアンケート調査結果などを掲載しております。主な回答としては、児童生徒からは「水泳授業が楽しい」という意見が多くありましたが、一方で「泳法が身につかない」などの課題もございました。なお、民間プールの活用やプールの共同利用について、保護者、教職員、学校運営協議会委員からは肯定的な意見が多くありました。また、5ページ中段になりますが、本市の水泳授業・プール施設等の主な課題を掲載しており、水泳授業の計画的な実施が困難であることや指導体制の確保・教職員への負担、さらに施設の老朽化などが挙げられます。

続きまして、6ページ下段をご覧ください。今後の本市における水泳授業の在り方について検討を進めるにあたり、モデル事業として令和6年度に大袋小学校にて民間プールを活用した水泳授業を株式会社イナホスポーツ、スウィン越谷スイミングスクールに委託し、実施しました。モデル事業実施後、大袋小学校の児童とその保護者、教職員、学校運営委員会委員へのアンケート調査を行った結果についてまとめましたものが7ページから8ページになります。アンケートからは、民間プールの活用について肯定的なご意見が多くございました。これらの結果を踏まえ、水泳授業の実施にあたっての各取組におけるコストやメリット・デメリットを想定したものを9ページから11ページに掲載してございます。

続きまして、12ページをご覧ください。今後の水泳授業の在り方につきまして、教育委員会事務局といたしましては、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現すること、また自然災害等から自身の命を守る技能を身につけることが必要と捉え、小中学校における水泳授業を継続したいと考えております。

なお、今後の取組における方向性としていたしましては、全校で自校プールを維持することは水泳授業の計画実施や社会情勢などを踏まえると困難となっております。今後の取組としては、民間委託につきましては、児童生徒の泳力向上や施設維持管理等のコスト縮減、教職員の負担軽減の効果が期待できることから、プール施設の老朽化の状況や学校・民間プールの立地状況、水泳授業の運営上の課題などを踏まえ、実施可能性のある学校は検討を進めていくことといたします。施設共同利用、市民プール等の利用につきましては、各学校とプール施設との立地のほか、安全

面や各学校におけるカリキュラム編成の調整などの課題があることから、慎重に検討する必要があります。

いずれの取組においても、現状の各学校のプール施設は経過年数や構造等の違いにより劣化状況も異なっていることから、在り方の検討にあたっては各学校の経過年数や劣化状況を踏まえ行うものとします。また、検討の際には、児童生徒や保護者、教職員や地域住民などの意見も反映し、学校に適した取組を選択することとします。

さらに、新たな課題や方策が明らかになった場合など内容を見直す必要がある場合には、内容を見直すなど柔軟に対応し、また将来の児童生徒数の推移等を踏まえた学校の再編を検討する際には、プール施設も含めて総合的に検討いたします。

なお、今後の予定につきましては、本日ご協議いただいた内容を踏まえ、5月に開催される市役所内の政策会議にて協議を行い、その後、パブリックコメントを実施し、その結果を反映後、8月の教育委員会会議にてご協議いただく予定です。その後、再度政策会議にて協議し、その内容を公表するとともに、各学校の児童生徒や保護者等に対して周知する予定です。

「越谷市における水泳授業の在り方について（素案）」についての説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またご意見等ございますか。

山口委員。

山口委員 別冊2の1ページ「はじめに」の冒頭に、「昭和30年の大きな水難事故」という言葉があって、12ページ第5章の最初にも、「水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる」と書いてありますけれども、日本の水泳指導というのが、水難事故から人命を守るということが一つのきっかけと読めるのですけれども、昭和30年の大きな水難事故というのはどんなものだったか、ご説明いただけますか。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 昭和30年、中学生28名が犠牲になった紫雲丸事故があります。また、中学校の水難事件で、橋北中学校水難事件が、中学生が36名犠牲になったという、そういった事故が起きたということを捉えております。

山口委員 中学校水難事件というのがあった。そうすると、プールの授業というのは、もちろん水泳の泳法を学ぶということは大事だと思うのですけれども、やはり事故から自分を守るということも、もう一つの大きな柱だと思います。この水泳、自分の学校にプールがあるという状況がいつまで保てるか、いろいろ難しいところもあるという状況も鑑みながら、そもそもの水泳の授業の始まりであった水難事故から自分を守るということを大事に考えながら、今は素案ということですので、こういったものをつくっていただきたいなと意見として考えています。

野口教育長 他にありますか。

上原委員。

上原委員 今後、民間委託を考えていこうとした場合、市内または近隣の民間スイミングスクール等の現状、どれくらいあるのかということは考えておりますでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 別冊3の10、11ページに市内及び近隣の民間のプール施設を掲載しております。

野口教育長 これは多いと捉えるか、少ないと捉えるか、なかなか判断つかないところなのですが、学校のすぐそばというわけにはいかないですね。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 そのとおりで、あわせて全児童生徒が活用するとなると、やはりハードルが高い状況にはございます。

野口教育長 民間委託については、実施の可能性がある学校は検討を進めていくことが、最後に書かれてある方向性ではあるのですが、メリットは大分出てきたというところでは。大袋小学校でのモデル事業結果から好評であったということですね。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 大袋小学校でのモデル事業結果はおおむね好評で、それについても検討した経緯はあります。授業の運営にも影響が出ないように、おおむね10分の範囲内と考えるとどこまで対応ができるのか、児童生徒数が各民間プールの受け入れられるキャパシティがあり、また自然災害等から自分の命を守る技能を身につけること」等で、「水泳授業を継続いたします」とうたっているところについては男女で分かれていて、その下にグラフがあつて、越谷市、東部、埼玉県とあ

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 今回の水泳授業の在り方についての素案を読ませていただいて、データも盛り込まれていて、とてもよくまとまっていて、本当に大袋小学校で実際にやってみたくいがあったなと感じております。

最終的なまとめ、本市の水泳授業の在り方についてというところでも、別冊の12ページ、「本市においては、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現すること、また自然災害等から自分の命を守る技能を身につけること」等で、「水泳授業を継続いたします」とうたっているところはすばらしいなと思いました。ただし、今後は自校のプールがあるところは自校のプールを維持して、民間のプール施設ということも考えられますし、共同で1個のプールを2校、3校で使うこと、市民プールも考えられるというところが出してあるところでも大変よいと思いました。

素案についても、お伝えしてもよろしいですか。私のあくまでも意見です。

まず、5ページですけれども、令和5年度埼玉県児童の水泳運動の技能に関する調査結果概要について、男女に分ける必要があるのかなと思います。別に一緒にしておいて、例えばクロールのところについては男女で分かれていて、その下にグラフがあつて、越谷市、東部、埼玉県とあ

るのですけれども、あえて分けなくても、もう少し大きくしてもいいのかなと感じて、逆になぜ分けるのかなと思いました。

次に、6 ページなのですけれども、6 ページの学校プールの設置状況について、学校の並び順というのは何か意図があるのでしょうか。例えば設置年度にしては少し違うし、経過年数にしても違うので、これは何か整えてもいい気がいたしました。

野口教育長 学校番号ですよ。増林小までが、2 町 8 か村の最初にできた学校、150 年の歴史があって、川柳小からは設置した順に並べたのが学校番号になっているのです。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 では、この設置年度というのはプールの設置年度ですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 プールの設置年度です。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 例えばですけれども、プールの設置年度で並べ替えてみるというのも一つ、あるいは経過年数というのだと、見てすぐに分かるなと思いました。

構造のところについて、RCというのは鉄筋のことですか。FRPがよく分からないと感じました。どこかに説明を入れておいた方がいいかなと思います。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 RCというのは鉄筋コンクリート、FRPというのは強化プラスチックです。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 14 ページの理由のグラフですが、「楽しい」、「やや楽しい」、「楽しくない」、「やや楽しくない」ですけれども、例えば、昇順か、降順か、どっちかに整えた方が見やすいなというのが率直な意見です。17 ページは降順で、整えた方が読みやすいのですけれども、これは何か意図があってこの順番になっているのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 その辺りについては、検討させていただきたいと思います。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 43 ページですけれども、先ほどの資料に載せていること、設置年度、学校番号などをもし変えるのであれば、こちら合わせる必要があると思うのです。西暦ではなく和暦ですから、少し違和感がありました。

左から 7 つ目の項目、プールのかさ上げと読むのですね。読みやすくした方がいいのではないかと思います。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 ご意見ありがとうございます。内部で検討させていただきたいと思います。

野口教育長 今、ご指摘いただいたことは、検討していただいて、直せるところは直していくというところでお願いします。

他にいかがですか。

渡辺教育長職務代理者 大袋小学校で民間プールを使って授業をやったのですけれども、当然のことですが、守秘義務に関しては周知なさっていると思うのですが、これから民間プールを使って授業をやるが多くなりますと、例えば、学生ですけれども、プールでアルバイトをしていたりするのです。そうすると、学生アルバイトだったり、社員の方だったりも教員ではないので、その守秘義務のところが徹底できるのかなというのが不安でした。大袋小学校の授業をやってみて、その点はいかがですか。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 渡辺委員さんおっしゃるとおり、学校外の方が子どもたちに接することになりますので、守秘義務はご心配されるところかなと思いますが、学校と委託業者との打合せを綿密に行っております。先生方とインストラクターの方々で何度も話し合いを重ねているので、心配いらない、大丈夫だと捉えております。ただ、今後、民間委託していく上では、やはり大切なことだと思いますので、学校における心配事といったことでお伝えをしながら進めてまいります。

野口教育長 契約書、文言にすれば、きっとはっきりするのではないかと思います。

山口委員。

山口委員 契約書にするのが一番間違いないと思うのですけれども、そういった文言のチェックで、守秘義務の項目については、学校の先生と同じレベルで入れるように検討していただきたいと思います。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 別冊3素案の62ページに仕様書を載せておりまして、先ほどおっしゃっていただいた守秘義務についても記しておりますので、今後も注意してまいります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 素案の20ページの主な課題、現状で様々な課題が浮き彫りになったというところで、指導体制の確保・教職員への負担では、例えば安全項目確保のため監視者も必要であり、複数の教員が必要だとか、日常的な管理・水質の維持などが負担であるだとかがあると思うのですけれども、民間業者に委託する、この期間の臨時で職員を雇う、学校に先生の業務をサポートすることに特化した方が入っていると思うのですが、その方たちをお願いするなどをして、現状、自校のプールを使っている、負担軽減はできると思うのです。一方でそういう負担軽減ができる部分は、やはりやっていった方がいいなと思いました。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 教職員の負担につきましては、素案の9ページ③日常管理にあります。この部分が

教職員以外のスクールサポートスタッフ等を今後検討するところだと思いますが、大事なところでもありますので、教職員の中でも専門的な部分は体育教員がやるところだとか、日常管理をするそういった面からも今後検討するところだと思います。学校の働き方改革の面で考えていくところだと思っております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 例えば川崎市はこういうところは民間に委託をしているそうです。働き方改革については、例えばプール日誌に関しても、パソコンで入力すれば簡単にフォーマットに落とし込めるようなものをつくるとか、なるべく教員の負担を減らせるような形で教育委員会もサポートできたらいいのではないかと思います。以上、意見です。

野口教育長 一つの働き方改革の視点として、プールの管理というのものもあるのではないかなということです。小学校の場合、曜日によって学年ごとに当番が決まっていることが多いです。月曜日は例えば6年生だとすると、6年生の先生が、朝、pHを測りに行く、帰りも測りに行く、塩素の薬をまくなどをしたのです。確かに負担といえば負担ですよ。

民間委託も一つの方向性としてはいいのかな、結構、外は虫などが入ってしまって、室内プールの方がきつといいのかな、という感じがします。だから、その働き方改革の視点としては、一つ考えていかなくتهはいけないなということで、貴重なご意見だなと思います。

他にありますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めていただければと思います。

◎協議事項 「越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結に関する議決事項の一部変更について」

野口教育長 続きまして、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結に関する議決事項の一部変更について、学務課長からご説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結に関する議決事項の一部変更について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の40ページをご覧ください。現在、整備を進めております小中一貫校の（仮称）蒲生学園及び（仮称）川柳学園の校舎建設工事を行うにあたり、工事内容の変更及び追加をする必要が生じたことに伴い、契約金額を一部変更する必要がございます。本日は、契約の変更内容につきましてご協議いただきたいと思います。

はじめに、目的・背景でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、（仮称）蒲生学園及び（仮称）川柳学園建設工事を進めるにあたり、詳細な現地調査や学校現場等へのヒア

リングを行うことで生じた設計変更及び追加工事に対応するとともに、フロン排出抑制法へ対応するため、規制に適合した新たな冷媒機器に変更し、整備を進めるものでございます。

続きまして、変更内容でございますが、令和5年9月定例市議会で議決した特定事業契約につきまして、契約金額を「148億2,963万626円」から「149億7,357万8,826円」に変更するものでございます。現契約金額から「1億4,394万8,200円」の増額となり、その内訳は、(仮称)蒲生学園建設工事分で「1億3,063万9,300円」、(仮称)川柳学園建設工事分で「1,330万8,900円」でございます。

続きまして、増額の理由でございますが、まず、(仮称)蒲生学園建設工事につきましては、中段の表の①にありますとおり、当初、既存樹木を活用する計画でありましたが、造園業者の調査により老木・枯木が多く、倒木の危険性が高いことが判明したため、伐採・伐根を行い、緑化フェンスへの仕様に変更するものでございます。

続いて、表の②になりますが、学校現場のヒアリング内容を踏まえ、動線・機能性の充実を図るため、壁や扉の位置等の計画変更を行うものでございます。

続いて、表の③になりますが、令和7年4月の法の一部改正により、エアコンの冷媒製造規制が設けられたことで、現行の冷媒を使用した機器が廃盤になることから、規制に適合した冷媒機器に変更するものでございます。

次に、(仮称)川柳学園建設工事でございますが、表の④にありますとおり、雨水貯留量を確保するため、校庭を掘り下げる整備が必要となったことにより、掘り下げた残土を処分するため費用の増額が生じたものでございます。

続いて、表の⑤になりますが、南中学校既存敷地の北門及びプロパン庫につきまして、指定確認検査機関より指摘があり、その改修を行うとともに、表の⑥になりますが、(仮称)蒲生学園建設工事と同様、学校ヒアリングを踏まえ壁・扉の位置等の計画変更を行うものでございます。

次に、増額分の予算措置でございますが、令和7年度当初予算にて、先ほどの「3 増額理由」の表の①から②、④から⑥に対応するため、令和7年度から令和8年度の2か年で債務負担行為を設定しております。そして、令和7年度6月補正予算において、新たに生じた「3 増額理由」の表の③に対応するため、債務負担行為限度額の変更を行う予定としております。

続きまして、会議要項の41ページをご覧ください。今後の予定につきましては、本教育委員会会議内においてご協議いただきました内容を踏まえ調整を行い、令和7年5月定例教育委員会会議において、令和7年6月定例市議会へ提出する議案の原案についてご報告させていただきます。その後、令和7年6月定例市議会に本件について議案上程予定となっております。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結に関する議決事項の一部変更についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 3増額理由の（仮称）蒲生学園①で、老木・枯木が多く倒木の危険性が高いからということで伐採・抜根を行うというところです。どうしても地域住民の方にとっても、やはり学校の木というのは結構思い出がある方もいるとは思いますが、公共施設では倒木等があつて、例えば骨折してしまうとか、そういったことがあつてはいけないと思うので、やはり伐採・抜根はやるべきことだとは思いますが。

その上で、緑化フェンスの仕様への変更、緑化フェンスというのはどういったものなのか、お教えてください。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 緑化フェンスでございますが、緑化フェンスとは、フェンスに植物を植え、植物が巻きつくように工夫して設置するタイプのフェンスでございます。昔、よく学校、家庭でも、網のようなものに、例えばヘチマとか、ゴーヤとか、どんどん伸ばして、温暖化対策とか、できるだけ涼しいようにというご家庭等、あるいはそういうような商業施設のビル等も見ますが、今回の緑化フェンスにつきましては、今申し上げましたとおり、常緑の植物がそこをはって覆うというようなもの、植物がはいやすいようなフェンスでございます。

具体的にさらに補足ですが、落葉樹、花が落ちてしまうとか、葉っぱが枯れてしまうと、非常に掃除とか手入れが大変ですので、一年中緑である、管理のしやすさがいいもの、被覆性のあるもの、植物の増殖速度がほどよいもの、耐陰性があり、日光が少ない場所でも生育できるものなど、様々な植物について、現在検討しているところでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 高さとか幅とか、大体の仕様というのは分かりますか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 現在、様々な素材ですとか、フェンスも緑化フェンス、メッシュフェンスですとか、防音フェンス等々含め、様々なタイプで検討しているところでございますが、今、私の手元にあります道路環境関係の設計図を基に一つ紹介しますと、横幅が20メートル、高さが11.5メートルというフェンスがあり、このようなフェンスで学校まわりを囲んでまいります。なお、倒木の危険性のある樹木は、伐採してまいります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 残される木も、専門家が診断して、この木は倒木のおそれはないというか、残る木もあるということですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 緑化計画、条例等の基準に伴って、基本的に残すということで進めております。造

園業者が、直近の検査で、危険ではないかという指摘をした樹木につきましては、伐採・抜根するということでございます。よって、手当たり次第伐採するということではなく、一部伐採しなくてはいけないということに伴い、その部分に、先ほど申し上げたような緑化フェンス等を設置します。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 付け加えますと、先ほど思い出のある木ということもございましたので、これまで蒲生小学校のシンボルツリーであった柳やユリノキについては、挿し木をして、今、育てていますので、それは完成時、どこに植えるのかということも踏まえて計画を立てて、歴史は残していくということで進めております。

野口教育長 他にいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 当初契約をした金額に対して、必要だから、例えばこういう危険性が判明したから、法が改正されてこうしなければいけないから、そういうことで契約の金額よりも増額するというのは分かるのですが、例えば増額理由②、⑥の学校現場のヒアリング内容を踏まえての部分で増額するというのは、あらかじめそういうのも全部考えた上で、こういう金額で契約したものだと思うのですが、そこを億単位で増額するというのは、これは簡単に認められるものなのですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 今回の契約変更については、今申し上げた全部で1億4,000万円程度ですが、ほとんどがエアコン関係で、フロン排出抑制法に伴い、新冷媒機器を設置することによる費用です。

学校現場のヒアリングにつきましては、事前にやっておけばいいのではないかという思いもあると思うのですが、初めに様々な専門の業者から、あるいはその設計をした段階から徐々に、現在の建物の基礎ができて、建ち始めてある程度できた段階で、現場の意見を聞くということもございます。あるいは、ここに本当は木がある予定だったけれども、建設が進むにつれて、切らなくてはならない、だから、フェンスをどうしても建てなくてはいけないということもございます。このように子どもの安全上、あるいは職員の安全上、一部変更せざるを得ないケースもございます。

なお、コンサルタント、モニタリング会社とも連携し、今後の計画についても精査し、進めてまいります。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 付け加えて、私どもは、契約手続きをするにあたって、要求水準書という、こういう学校をつくってほしいという内容が書いてあるものを準備してあります。学校現場のヒアリング内容を踏まえて私どもが想定として、この要求水準書に沿った建物をつくってもらいたい

ということで、事業者提案として、大学教授あるいは様々な専門的知識を持った方が業者を選定されたということになるわけですが、では、事業者提案として出てきたものを学校現場の先生に見せた際に、ここにやはり玄関がもう一個欲しいとなったときに、そこを変えるということが必要になってくるわけです。そうすると、要求水準書から外れてしまうという形になりますので、事業者としては想定していなかった話なので、要求水準書にない内容については、基本的には増額になってしまいます。要求水準書の中で変更することについては増額がないのですけれども、今回は、その分については要求水準書からはみ出ているということがあるので、増額になってしまうということでございます。

例えば（仮称）川柳学園の④雨水貯留量を確保するためですけれども、これも要求水準書内では敷地面積はこうなのだけでも、実際に測量したところ、若干、実は少し広がったということで、その分をさらに掘り下げなければいけない。これは要求水準書からはみ出ているので、その分が増額になってしまうと。そういう形でございます。

ですので、学校が、いわゆるより教育活動を進めるために、やむなくこの部分について、やはり学校の意見を、要求水準書とは違うのだけれども、取り入れなければいけないというところについては増額になってしまうということで、今回、エアコンを除くと大体3,700万円程度という形の増額ということになります。

渡辺教育長職務代理者 よく分かりました。

野口教育長 いずれにしても、かなりの説明が必要になっているという形ではあると思うのです。他にありますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。よろしくお願いします。

◎その他 「令和7年度学級編制（令和7年4月1日現在）について」

野口教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

令和7年度学級編制（令和7年4月1日現在）について、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、令和7年度学級編制について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の43ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、小学校について説明させていただきます。なお、表の見方でございますが、学校ごとに上下2段に分かれていますが、上段が特別支援学級、下段が通常学級となっております。表中央の下合計欄にあります、令和7年4月1日現在の在籍児童数は1万6,943人でございます。昨年度に比べ293人の減となっております。また、表右端の下合計欄にあります、学級数は660学級でございます。昨年度と比べ2学級の減となっております。

次に、会議要項の45ページをご覧ください。中学校について説明させていただきます。表中央の下の合計欄にあります、令和7年4月1日現在の在籍生徒数は8,293人でございます。昨年度に比べ93人の減となっております。

また、表右端の下合計欄にあります、学級数は272学級でございます。昨年度に比べ3学級の増となっております。

令和7年度学級編成についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等ございますか。

山口委員。

山口委員 小学校、中学校ともに生徒数は減っていますが、学級数に関しては、小学校は2減で、中学校は増えているところがあるということですが、これは特別支援学級を増やすために生徒数に応じて学級数が減っていないという理解でよろしいのでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 特に小学校に関しましては、子どもたちが293名、昨年度より減っており、通常学級が10学級減っておりますが、特別支援学級は8学級増えており、合計でマイナス2学級となっております。ですので、特別支援学級が増えているというのが今回の小学校の数値的なところから読み取れるものの一つと言えます。

野口教育長 特別支援学級については、各学校で、設置していない学校については計画的に増やしてきたという経過があるので、それでまた学級数が増えているかもしれないですね。まだ全部ではないですね。

学務課長。

菊池学務課長 現在、小学校で未設置校につきましては川柳小学校、中学校について未設置校は光陽中学校、あと今度できる川柳中学校でございまして、3学園開校年度の令和9年度には全ての学校に設置ということをもっとに、今、関係各課と取り組んでいるところです。

野口教育長 学級数については、しばらく減らない傾向ですが、ただ、一度ピークを超えると減ってくる可能性もあるので、全部に設置してその後どうなるかを見ていく必要があります。

他の方がいいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「令和6年度児童生徒結核精密検査の実施状況について」

野口教育長 続きまして、令和6年度児童生徒結核精密検査の実施状況について、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、令和6年度児童生徒結核精密検査の実施状況について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをご覧ください。表の下段の合計欄になりますが、在籍児童生徒数2万5,644人、結核健診実施者数2万5,045人、未受診者数599人で、実施割合は97.7%です。

未受診の主な理由といたしましては、不登校ぎみやフリースクール、おあしす等に通学していることによるものや、内科健診日に欠席したためなどとなっております。

また、内科健診等の結果、越谷市立小中学校結核対策検討委員会での検討が必要になった要検討者数は59人で、要精検者数が56人でございます。なお、令和7年3月31日現在の精密検査の受診者数は54人、未受診者数2人でございます。

また、未受診者につきましては、現在も引き続き指導中であり、今後、保護者から学校に報告書の提出、学校から学務課への受診結果の報告が提出される予定です。

さらに、精密検査受診後の生徒指導等の結果でございますが、54人全員が異常なく健康でございました。

今後も健康診断の未受診者及び精密検査の未受診者がいる場合については、受診あるいは検査を受けるよう、引き続き保護者に働きかけていきたいと存じます。

令和6年度児童生徒結核精密検査の実施状況についてのご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 ご報告にありますように97.7%の方は、そもそも結核健診を受けているということなのですけれども、具体的な結核健診というのは、どんな形で行われているのか、その流れをお教えいただけますか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 学校保健安全法に伴いまして、全ての小中学生が6月30日までを目安に学校で様々な健診を行っております。その中の一つが結核健診で、全ての学年、小1から中3までの子どもが毎年行っております。

内科健診等を学校で行うときに、問診票を家で保護者の方が書いて、学校に提出をします。それを養護教諭が中心となって確認して、心配なところには付箋を貼るなどして、内科健診のときに内科健診の先生と連携しながら、その子の様子を見るということになります。

その中で、健診の結果、あるいは書いてある問診の結果、例えば高まん延国にしばらくいたか、家族で最近結核にかかった方がいるかなど、そういう問診も含めまして、越谷市の小中学校結核対策検討委員会にはかります。先ほどの議案にありましてとおり、保健所長、内科の校医の先生、結核専門の先生を含め協議していただいて、精密検査を受けた方がいいという判断を教育委員会

の諮問に対してお答えいただいた場合、教育委員会で学校を通じて保護者の方に、しっかり検査を受けてくださいという通知を出します。それを受けた子、結核健診を過去にしていなくて高まん延国地域で過ごしたと方がほとんどなのですが、エックス線検査、レントゲン検査を受けて、ほとんどの方は異常なしということと、子どもや保護者に対して、こういう結果でしたのでこういうことに気をつけてください、というものをお知らせしまして、保護者は検査結果を学校に出し、学校が委員会に出すという流れでございます。ぜひ受けてくださいと言っている要検査者の中で受けていない子については、教育委員会学務課の保健担当から、学校を通じて保護者の方に受診するように何度も勧告しているというところでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 よく分かりました。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 ※5精密検査の検査方法のところ、まず精検の場合には費用というのは個人負担になるのでしょうか。

また、初診料の問診のみとあるのですけれども、例えば学校で実施する検査を欠席してしまったときには、病院に行って初診料だけ払って問診を受けなければいけないということになるのでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 例えば学校での検査のときに、何かしらの理由で来られなかった場合、かかりつけのお医者さんが内科医の方だったので、学校で受けたような対応していただけるような場合もございますし、病院で初診料を支払ってということもございます。

また、保険適用のこともありますが、精密検査の①、②、③、④、⑤、⑥のいずれかの検査ですが一番多い検査は③エックス線ということも担当からは聞いているところでございます。費用につきましては、別に就学援助、生活保護、様々な市の援助がございますので、各ご家庭の申請あるいは収入にもよるのですが、そういうもので援助される部分もございます。精密検査につきましては、初診料、問診のみについては、本年度は2,910円、エックス検査1枚は4,560円等の補助をしています。

渡辺教育長職務代理者 補助というのは、全員ではなくて、経済的な理由がある方だけということですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 ただ今の説明については、精密検査に該当された方に関しましては予算を確保しております。今年度につきましても約20万円の予算を確保し、精密検査を行う方には、そちらの費用で補助しているところです。

渡辺教育長職務代理者 よいことだと思います。お金がかかるからと行かないということになって

しまわないかなと思いましたので。

野口教育長 上原委員。

上原委員 結核健診をはじめ定期健康診断においては、できるだけ子どもたちに受けさせたいなと思っているところでございます。この中でご指導いただいていると伺っているのですけれども、ここに書いてある理由の中に、フリースクールとか、おあしすに行かれています方がいらっしゃるということですが、そのフリースクール、おあしすとの健康診断実施にあたる何か連携が取れるような状況であるのかどうかということを伺います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 基本的に所属する学校で、健康診断についてのお知らせは丁寧に、お伝えしております。学校に足が向かない、学校以外の場で学んでいる子どもたちの保護者の方にもお伝えをしております。

また、健診日に来られない場合、別日に行く、違う学年のときに行くなどの対応もしております。

議会でも同様のご質問がありました。内容は、不登校により健康診断が受けられず、大人になって大きな病気が発覚しないようにするための対応でございました。このことについては、調査研究をまいります。

なお、本市教育センターにある教育支援教室「おあしす」では、歯科医の方と連携して歯の健康についての指導をしていただいたり、ご厚意で、その場で歯科健診をしていただいたりしていることもございますので、補足をさせていただきます。

現時点では、ご質問のフリースクール、学校へなかなか来られない子について、全てどこかで行うというような対応はとっておりませんが、調査研究をしていきたいと考えております。

上原委員 今後ともよろしくお願いします。

野口教育長 山口委員。

山口委員 校医をしているので、分かりますけれども、確かにほかの学年の中に違う学年の方が入って、そうすることによって、顔を合わせたくない人と顔を合わせなくても健診を受けられるとか、そういった配慮はよくお示しをいただいていると思います。

先ほど渡辺委員からご質問があった、精密検査にかかるお金に関してどうするかということに関しても、予算を確保して、その分は収入に関係なく、ちゃんと補助しているということで、すごく安心しています。非常によくやっただいているのはよく分かっておりますので、引き続きよろしくお願いします。

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めていただきたいと思います。

他に何かございますか。なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、5月22日木曜日、午前10時から教育委

員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 5時37分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹

鈴 木 理 香